

明治グループ死亡保険 団体定期保険

パンフレットに記載の保険料が以下のとおり確定しました。

追加募集でご加入・増額のご検討をされる際は、パンフレットとあわせて以下の保険料をご確認ください。
 なお、当ご案内はパンフレットとあわせて、申込みいただきました後も大切に保管してください。

※今回は新規加入・増額のみのお取扱いとなります。減額を希望される場合は、次回の一斉募集時にお申込みください。

※今回、新規加入・増額される方は、すべて「申込書兼告知書」でのお手続きとなります。

【在職者用】保障額と保険料 在職者と退職者で保険料が異なりますのでご注意ください。

効力発生日現在において年齢満60歳以上の従業員およびその配偶者の方(役員およびその配偶者の方は年齢満66歳以上の方)は新規加入・増額はできません。

※1 年齢満61歳以上の従業員の方の保険金額は1,000万円を限度とします。(役員の方は年齢満66歳以上のとき、保険金額は1,000万円を限度とします。)

※2 「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

(例:19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

なお、加入資格の年齢は効力発生日時点の満年齢となりますのでご注意ください。(加入資格につきましてはパンフレットの7ページをご確認ください。)

* 民法改正の経過措置により、令和4年4月1日時点で年齢満16歳以上の女性の配偶者の方は、年齢満18歳に満たない場合でも加入いただけます。

(保険料の単位:円)

対象	死亡保険金額 (高度障がい 保険金額)	年齢群団別 月払保険料(確定)				
		保険年齢※2				
		満18歳*~35歳 (S63.9.2生 H18.3.1生)	36歳~45歳 (S53.9.2生 S63.9.1生)	46歳~55歳 (S43.9.2生 S53.9.1生)	56歳~60歳 (S38.9.2生 S43.9.1生)	61歳~(66歳) (S33.3.2生 S38.9.1生)
本人	5,000万円	5,600	7,700	12,020	13,520	32,700
	4,500万円	5,040	6,930	10,818	12,168	29,430
	4,000万円	4,480	6,160	9,616	10,816	26,160
	3,500万円	3,920	5,390	8,414	9,464	22,890
	3,000万円	3,360	4,620	7,212	8,112	19,620
	2,500万円	2,800	3,850	6,010	6,760	16,350
	2,000万円	2,240	3,080	4,808	5,408	13,080
	1,500万円	1,680	2,310	3,606	4,056	9,810
	1,000万円	1,120	1,540	2,404	2,704	6,540
	700万円	784	1,078	1,682	1,892	4,578
	500万円	560	770	1,202	1,352	3,270
	300万円	336	462	720	810	1,962
配偶者	200万円	224	308	480	540	1,308
	1,000万円	1,120	1,540	2,404	2,704	6,540
	700万円	784	1,078	1,682	1,892	4,578
	500万円	560	770	1,202	1,352	3,270
	300万円	336	462	720	810	1,962

※1

(保険料の単位:円)

対象	死亡保険金額 (高度障がい 保険金額)	月払保険料(確定)
		3歳~21歳 (H14.3.2生~R3.3.1生)
こども	300万円	210

- 在職者の保険料は毎月の給与から控除します。
- 上記および左記は確定保険料です。ただし、保険料は毎年更新日に再計算し適用します。また、保険料は直近更新日(令和6年3月1日)時点の保険年齢でご確認ください。
- 当ご案内における年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。